

1 目的

建築物確認申請時審査は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下、「ビル衛生管理法」という。）の管理基準を遵守できるよう、建築物確認申請時に実施する構造設備の衛生に関する事前審査制度である。この審査は、建築基準法第 93 条第 5 項及び同条第 6 項に規定する建築主事等から保健所長への通知、それに対する保健所長からの意見制度に基づき実施する。

【建築基準法第 93 条】

- 1～4 （省略）
- 5 建築物主事又は指定確認検査機関は、第 31 条第 2 項に規定する尿尿浄化槽又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 2 条第 1 項に規定する特定建築物に該当する建築物に関して、第 6 条第 1 項（第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書を受領した場合、第 6 条の 2 第 1 項（第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請を受けた場合又は第 18 条第 2 項（第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた場合においては、遅滞なく、これを当該申請又は通知に係る建築物の工事施工地または所在地を管轄する保健所長に通知しなければならない。
- 6 保健所長は、必要があると認める場合においては、この法律の規定による許可又は確認について、特定行政庁、建築物主事又は指定確認検査機関に対して意見を述べることができる。

2 対象建築物

対象となる建築物はビル衛生管理法に規定する特定建築物である。特定建築物とは、次の用途に供される延べ床面積 3,000㎡以上の建築物をいう、ただし、学校教育法第 1 条に規定する学校の用途に供される建築物は延べ床面積 8000㎡以上のものが該当する。

特定用途（11 用途）

興行場 百貨店 集会場 図書館 博物館 美術館 遊技場 店舗 事務所 学校 旅館

3 審査手順

申請者、建築物主事・指定確認検査機関、保健所長の事務の流れは以下の通りである。

